

資 料

ドイツ「児童ならびに少年援助法」全訳（２）

岩 志 和 一 郎
鈴 木 博 人
高 橋 由 紀 子

第４節 教育援助，心的障害を有する児童ならびに少年に対する 統合援助，若年成年者のための援助

第１款 教育援助

第27条（教育援助）

- (1) 身上配慮権者は，児童もしくは少年の教育を行うにあたり，その福祉に合致する教育が保障されず，かつ援助がその発達に適切かつ必要であるときは，援助（教育援助）を請求する権利を有する。
- (2) 教育援助は，とくに第28条ないし第35条までの定めにしたがって行なわれる。援助の種類と範囲は，個別事例における教育上の必要にしたがう。その際，児童もしくは少年の身近な社会環境が考慮されるものとする。
- (3) 教育援助は，とくに教育学的給付およびそれと結びついた治療上の給付の付与を含む。必要な場合には，教育援助には第13条２項でいう教育および

就労措置を含むものとする。

第28条（教育相談）

教育相談所，および他の相談サービス員や相談施設は，個人的な問題および家族に関する問題とその根底にある諸要因の解明と克服の際，教育問題の解決の際，ならびに別居と離婚の際に，児童，少年，親ならびにその他の教育権者を支援するものとする。その際，異なる方法的アプローチに習熟している様々な専門領域の専門家が協力するものとする。

第29条（ソーシャルグループワーク）

年長の児童ならびに少年は，ソーシャルグループワークへの参加によって発達障害および問題行動の克服を支援されるものとする。ソーシャルグループワークは集団教育的な考え方を基礎として，グループの中での社会学習を通じて年長の児童ならびに少年の発達を促進するものとする。

第30条（教育補佐人，世話援助者）

教育補佐人ならびに世話援助者は，発達問題を克服する際に，可能な限り社会環境を考慮に入れて児童もしくは少年を支援し，家族との生活関係を維持しつつその自立を促進するものとする。

第31条（社会教育学的家族援助）

社会教育学的家族援助は，集中的な世話と介助を通じて，家族の教育上の任務，日常の問題の克服，衝突と危機の解決，ならびに官署や機関との接触について家族を支援し，自助への援助を与えるものとする。この援助は，通常，長期に設定され，家族の協力を必要とする。

第32条（デイグループでの教育）

デイグループでの教育援助は，グループ内での社会学習，学校生活の向上への介助と親教育を通じて，児童もしくは少年の発達を支援し，それによって児童もしくは少年が自己の家庭にとどまることを確保するものとする。この援助は適切な形態の家庭養育においても行なわれることができる。

第33条（里親養育）

里親養育の形での教育援助は，児童もしくは少年の年齢と発達状況，個人的な繋がりならびに出生家庭における教育条件改良の可能性に応じて，児童もしくは少年に，他の家庭で，期間を定めた教育援助もしくは永続的に設定された生活形態を提供するものとする。とくに発達が妨げられている児童もしくは少年に対しては，適切な形で家庭養育が行われかつ強化されなければならない。

第34条（ホームでの教育，その他の世話を受ける居住形態）

入所型の施設での教育援助（ホームでの教育），もしくはその他の世話を受ける居住形態での教育援助は，日常の経験

と教育学的および治療のサービス提供とを結びつけることによって児童ならびに少年の発達を助成するものとする。この形での教育援助は，児童もしくは少年の年齢と発達状況，ならびに出生家庭における教育条件改良の可能性に応じて，

- 1 家庭への復帰を達成しようと試みるか，または
- 2 他の家庭での教育を準備するか，または
- 3 相当長期間にわたって設定された生活形態を提供し，自立した生活を準備するものとする。

少年は，教育と就業ならびに全般的な生き方の問題で助言を受けかつ支援されるものとする。

第35条（集中的な社会教育学的個別の世話）

集中的な社会教育学的個別の世話は，社会的統合と自己責任を負った生き方のために集中的な支援を必要とする少年に提供されるものとする。この援助は通常，相当長期間にわたって設定され，少年の個人的必要を考慮するものとする。

第2款 心的障害を有する児童ならびに少年のための統合援助**第35条 a（心的障害を有する児童ならびに少年のための統合援助）**

(1) 心的障害を有するか，もしくはそのような障害のおそれのある児童ならびに少年は，統合援助を請求する権利を有する。この援助は個別事例における必要に応じて以下の形で行なわれる。

- 1 通所の形式，
- 2 児童のための昼間施設か，その他の一時入所型の施設，

- 3 適切な養育人，および
 - 4 入所型の施設とその他の居住形態
- (2) 援助の任務と目標，人の範囲の確定，ならびに措置の種類は，心的障害者もしくはそのような障害のおそれのある者に連邦社会扶助法の規定が適用される限り，同法の以下の規定に従う。
- 1 第39条 3 項と第40条
 - 2 連邦社会扶助法第93条の取り決めを本編第77条の取り決めと読み替えて，第41条 1 項ないし 3 項 2 文ならびに 4 項
 - 3 連邦社会扶助法第47条の規則・施行令
- (3) 同時に教育援助が行なわれなければならないときは，統合援助の任務を履行し，教育上の必要も満たすのに適した施設，サービスならびに人が利用されるものとする。いまだ学齢に達していない児童に対して養護教育学的措置が児童のための昼間施設で行なわれ，かつ援助の必要が許すときは，障害のある児童とない児童がともに世話される施設が利用されるものとする。

第 3 款 教育援助および心的障害を有する児童ならびに少年のための統合援助に共通の規定

第36条（参画，援助計画）

- (1) 身上配慮権者と児童もしくは少年は，援助請求についての決定がなされる前および援助の種類と範囲が必要に応じて変更される前には助言を受け，児童もしくは少年の発達にとって生じうる結果について教示されなければならない。自己の家庭外で長期にわたって行われる援助の前および期間中は，

養子縁組が考慮されるかどうかを検討されなければならない。自己の家庭外での援助が必要な場合は，1 文所掲の者は，施設もしくは養育場所の選択に参加させられなければならない。不相当に過度の支出を伴わない限り，その選択と希望はかなえられなければならない。1 文所掲の者が，担体との間で第78条 b による取り決めが結ばれていない施設で，第78条 a 所掲の給付の提供を希望する場合は，当該施設での給付の提供が 2 項の援助計画の定めにしたがって命じられるときにのみ，その選択はかなえられなければならない。

- (2) 援助が相当長期間行われることが予想されるときは，個別事例での適切な援助の種類の決定は，複数の専門家の共同作業で行われるものとする。援助形成の基礎として，専門家たちは身上配慮権者および児童もしくは少年とともに，必要についての確認，提供される援助の種類，ならびに必要な給付を内容とする援助計画を作成するものとする。専門家たちは，選択された援助の種類が今後も適切かつ必要かどうか定期的に検討するものとする。援助が実行される際に，他の者，サービス員もしくは施設が活動する場合は，これらの者もしくはその施設職員が援助計画作成とその見直しに参加させられなければならない。

- (3) 第35条 a の援助が必要だと思われる場合は，援助計画の作成時および変更時，ならびに援助実行時に，障害者援助に特別の経験を有する医師が参加するものとする。職業上の統合措置が必要であると思われる場合は，連邦労働施設の機関も参加するものとする。

第37条（自己の家庭外で受ける援助の際

の協力)

- (1) 第32条ないし34条および35条a 1項2文3号ならびに4号の援助の場合には、養育人もしくは施設内で教育に責任を負う者と親は、児童もしくは少年の福祉のために協力するよう努めるものとする。助言と支援によって、出生家庭における教育条件は、児童もしくは少年の発達を考慮した是認できる期間内に、出生家庭が再び児童もしくは少年を自ら教育できるほどに改善されるものとする。この期間内に、不断の助言と家族支援を通じて、児童もしくは少年と出生家庭との関係が促進されるよう努められるものとする。この期間内に出生家庭での教育条件の持続的改善が達成されえないときは、関係者と協力し、児童もしくは少年の福祉を促進し、かつ永続的に構想された他の生活設計が策定されるものとする。
- (2) 養育人は、児童もしくは少年を受け入れる前および養育期間中は、助言と支援を求める権利を有する。このことは、児童もしくは少年に対して教育援助や統合援助が与えられていない場合、および養育人が第44条によって許可を必要としない場合にも適用される。第23条4項を準用する。
- (3) 少年局は個別事例の必要に応じて、養育人が児童もしくは少年の福祉を促進する教育を保障しているかどうかを養育現場で審査するものとする。養育人は少年局に、児童もしくは少年の福祉に関係する重要な出来事について報告しなければならない。

第38条 (身上配慮権行使の際の仲裁)

身上配慮権者が、民法第1688条3項1文による意思表示によって、児童もしくは少年の福祉を促進する教育ができない

ほどに養育人の代理権限を制限する限り、およびその他の意見の相違がある場合には、関係者は少年局を関与させるものとする。

第39条 (児童もしくは少年の扶養給付)

- (1) 援助が第32条ないし35条、もしくは第35条a 1項2文2号ないし4号にしたがって行われる場合、親の家でない所で暮らす児童もしくは少年にとって必要な扶養も確保されなければならない。これには教育の費用も含まれる。
- (2) 定期的に生じる必要の総体は、継続的給付によって充足されるものとする。継続的給付には、第32条ならびに35条a 1項2文2号の場合を除き、児童もしくは少年の個人的使用のための適切な額の現金も含む。金額は、第34条、35条、35条a 1項2文4号の場合は州法により管轄権を有する官庁によって確定される。金額は年齢区分ごとに段階づけられるものとする。里親養育(第33条)での、もしくは適切な養育者(第35条a 2項2文3号)のもとでの援助の枠内での継続的給付は4項ないし6項にしたがって決定される。
- (3) 一時的援助金もしくは補助金は、とくに養育場所の開設のために、重要な個人的事柄のために、ならびに児童もしくは少年の休暇旅行のために付与されることができる。
- (4) 継続的給付は、適切な範囲を超えない限りにおいて、実際の費用を基礎として付与されるものとする。それは、個別の事例の特殊性にしたがって異なった給付が命じられない限り、毎月一括払いで付与されるものとする。児童もしくは少年が他の少年局の管轄地域に託置される場合は、支給される

一括払いの額は養育場所の存する地の一般的状況にしたがうものとする。

- (5) 扶養のための継続的給付の一括払いの金額は、州法により管轄権を有する官庁によって確定されるものとする。その際、年齢により異なる児童ならびに少年の扶養の必要は、年齢区分ごとの金額の段階づけによって考慮されなければならない。詳細は州法が定める。
- (6) 児童もしくは少年が所得税法第31条の家族給付調整に関して、養育者のもとで考慮される場合、所得税法第66条により第一子のために支払われる手当の半額は継続的給付に算入される。児童もしくは少年が養育家庭で最年長児でない場合、当該児童もしくは少年のために算入される額は、第一子のために支払われる額の四分の一に引き下げられる。

第40条（疾病扶助）

第33条ないし35条、もしくは第35条a 1項2文3号もしくは4号の援助が行われるときは、疾病扶助も行われなければならない。扶助の範囲については、連邦社会扶助法第36条ならびに第37条2項ないし4項、および第37条a、37条b、な

らびに38条が準用される。少年局は適切な場合には、任意の疾病保険のための掛け金を適切な限り引き受けることができる。

第4款 若年成年者のための援助

第41条（若年成年者のための援助、事後の世話）

- (1) 若年成年者には、人格発展ならびに自己責任を負った生き方に向けた援助は、その援助が若者の個人的事情に基づき必要である場合に、かつ、その限りで行われるものとする。援助は、通常、満21歳になるまでの間のみ行われる。理由のある個別事例では、援助は、上記の年齢を超えて限定された期間継続されるものとする。
- (2) 援助の形成のためには、第27条3項ならびに第28条ないし30条、第33条ないし36条、第39条ならびに40条が、身上配慮権者、または児童もしくは少年を若年成年者と読み替えて準用される。
- (3) 若年成年者は、援助終了後も、自立に際して、必要な範囲で助言され、かつ支援されるものとする。

第3章 少年援助のその他の任務

第1節 児童ならびに少年の保護のための一時的措置

第42条（児童ならびに少年の緊急一時保護）

- (1) 児童もしくは少年の緊急一時保護とは、
- 1 適切な人物の下で、または

- 2 施設で、もしくは
- 3 その他の世話をうける居住形態での、児童もしくは少年の一時的な託置をいう。
- 緊急一時保護中、児童もしくは少年の

必要な扶養および疾病扶助は確保されねばならない。緊急一時保護が行われた時には、児童もしくは少年にはその信頼する人物に連絡をとる機会が遅滞なく付与されねばならない。緊急一時保護中、少年局は、監督権、教育権ならびに居所指定権を行使する。その際、身上配慮権者もしくは教育権者の推定される意思是、適切に顧慮されねばならない。少年局は、児童もしくは少年の福祉に配慮し、児童もしくは少年にその現在置かれている状況について助言し、かつ援助と支援の可能性を明示しなくてはならない。

- (2) 児童もしくは少年が自ら保護を求めるときには、少年局は、その児童もしくは少年を保護する義務を負う。少年局は、身上配慮権者もしくは教育権者に遅滞なく緊急一時保護を通知しなくてはならない。身上配慮権者もしくは教育権者が、緊急一時保護に異議を唱えるときは、少年局は遅滞なく

1 児童もしくは少年を身上配慮権者もしくは教育権者に引き渡すか、

2 児童もしくは少年の福祉のために必要な措置についての家庭裁判所の判断を仰がなければならない。

身上配慮権者もしくは教育権者に連絡できないときには、3文2号を準用する。

- (3) 少年局は、児童もしくは少年の福祉に対する差し迫った危険のために緊

急一時保護が必要なときには、その児童もしくは少年の緊急一時保護を行う義務を負う。その際、自由を剥奪する措置は、児童もしくは少年の身体または生命に対する危険、あるいは第三者の身体または生命に対する危険を回避するために必要なとき、かつその限りにおいてのみ許される。自由の剥奪は、裁判所の決定がないときには、遅くとも、この剥奪開始の翌日の満了をもって終了させられねばならない。2項2文ないし4文が準用される。

第43条（身上配慮権者の同意なき児童もしくは少年の連れ出し）

- (1) 児童もしくは少年が身上配慮権者の同意を得て、別の人物の下にもしくは施設に滞在しており、かつ民法第1666条の要件が存在するという推定を正当化する事実が認められるときは、少年局は、危険が差し迫っている場合には、児童もしくは少年をその場から遠ざけて、適切な人物の下で、または施設もしくはその他の世話を受ける居住形態で一時的に託置する権限を有する。少年局は、身上配慮権者に遅滞なく当該措置について通知しなくてはならない。身上配慮権者が同意しないときは、少年局は、遅滞なく、家庭裁判所の判断を仰がなくてはならない。

- (2) 第42条1項2文ないし5文が準用される。

第2節 家庭養育および施設にいる児童ならびに少年の保護

第44条 養育許可

- (1) 児童もしくは少年を親の家庭でなく自分の家庭で定期的に世話をし、または児童もしくは少年に宿泊場所を与

えようとする者（養育人）は許可を要する。児童もしくは少年を、

- 1 少年局による斡旋に基づく教育援助もしくは心的障害を有する児童な

- らびに少年に対する統合援助の枠内で、
- 2 後見人もしくは保護人としてその認められた範囲内で、
 - 3 3親等までの血族または姻族として、
 - 4 8週間までの期間、
 - 5 生徒もしくは少年の交換の枠内で世話をし、またはその宿泊場所を与える者は、許可を要しない。

さらに、次の者も許可を要しない。

- 1 児童もしくは少年を養子縁組養育（民法第1744条）で受け入れる者、または
 - 2 児童を昼間世話する者。ただし、同一家庭で他に2人以上の児童が昼間保育でもしくは昼夜を通じて世話される場合を除く。
- (2) 養育場所で児童もしくは少年の福祉が保障されないときは、許可は拒否されなければならない。
- (3) 少年局は、個別事例の必要に応じて、許可付与のための要件が存続しているかどうかを現場で審査せねばならない。養育場所で児童もしくは少年の福祉が危険にさらされており、かつ養育人がその危険を回避しようとせずまた危険を回避できないときは、許可は取消もしくは撤回されねばならない。
- (4) 児童もしくは少年を、許可を得る義務のある家庭養育に受け入れた者は、児童もしくは少年の福祉に関する重大な事柄について少年局に通知しなくてはならない。

第45条（施設経営のための許可）

- (1) 児童もしくは少年が終日あるいは一日のうちの一部分世話されたり、宿泊場所を得たりする施設の担体は、施設経営のために許可を要する。次の者

は許可を要しない。

- 1 余暇施設、少年教育施設、ユースホステルあるいは林間・臨海学校用の寮を経営する者。
- 2 州法により学校の監督下にある寄宿舎を経営する者。
- 3 a) 児童もしくは少年のために相当な法律上の監督が存在する場合において、児童もしくは少年のために少年援助の範囲外の任務を行う施設を経営する者、もしくは、
b) ホテル業ならびに旅館業の枠内で、児童もしくは少年の受け入れを主たる用途とするものではない施設を経営する者。

- (2) 本条の許可には、付則を付すことができる。許可は、児童もしくは少年の世話が、適切な職員によって確保されない場合、またはその他の方法で児童もしくは少年の福祉が施設内で保障されない場合には拒否されねばならない。適格性の要件に関しては、施設の担体との取り決めがなされるよう努めなければならない。児童もしくは少年の福祉が施設内で危険にさらされており、かつ施設の担体がその危険を回避しようとせずまたは危険を回避できないときは、許可は取消もしくは撤回されねばならない。児童ならびに少年の福祉の確保のためには、追加的な賦課事項も課せらる。許可の取り消しもしくは撤回に対する異議ならびに取消しの訴えは、停止効果をもたない。

- (3) 施設において瑕疵が確認された場合は、管轄官庁は、まず第一に施設の担体と瑕疵除去の可能性について相談しなくてはならない。瑕疵の除去が、連邦社会扶助法第93条による対価もしくは報酬に影響を及ぼしうるときに

は、同条による取り決めの相手方である社会扶助の担体は相談に加えられなければならない。確認された瑕疵が除去されないときには、児童もしくは少年の福祉の侵害もしくは危険の除去、または、その差し迫った侵害もしくは危険の回避のために必要な賦課事項を施設の担体に課すことができる。賦課事項が連邦社会扶助法第93条による対価もしくは報酬に影響するときには、管轄官庁が、同条による取り決めの相手方である社会扶助の担体の聴聞後賦課事項を課すことについて決定する。賦課事項は、可能な限り、連邦社会扶助法第93条、94条による取り決めで一致させられねばならない。

- (4) 許可を得る義務を負う施設に対して別の法規定による監督が存在する場合には、管轄官庁は、その活動を事前に当該監督官庁と調整しなくてはならない。管轄官庁は、施設の担体に、適切な時期に、別の法規定による継続的な要求に注意を喚起しなくてはならない。

第46条（現場審査）

- (1) 管轄官庁は、個別事例の必要に応じて、許可付与のための要件が存続しているかどうかを現場で審査するものとする。管轄官庁は、少年局ならびに施設の担体が民間の少年援助の中央担体に属するときにはその中央担体を審査に加えるものとする。
- (2) 管轄官庁によって施設の審査を委託された者は、施設のために利用される土地や空間が居住者の家宅不可侵権の下にないかぎり、その中に日中立ち入り、そこで審査や検分を行い、児童ならびに少年と連絡をとり、かつ職員に質問する権限を有する。児童ならび

に少年の福祉に対する危険の回避のため、土地や空間は、1文所掲の時のほかにも、また同時に居住者の家宅不可侵権の下にあるときでも立ち入ることができる。施設の担体は、1文ならびに2文による措置を甘受しなくてはならない。

第47条（報告義務）

- (1) 許可を得る義務を負う施設の担体は、管轄官庁に以下の事項を遅滞なく報告しなければならない。
- 1 担体の名称と住所、施設の種類と所在地、利用できる定員数、施設長や世話にあたる職員の氏名ならびに職業教育歴の届出をそえた業務開始、および
 - 2 間近に迫った施設の閉鎖
- 1号所掲の届出の変更は遅滞なく、定員のうち充足されている数は年に一度、管轄官庁に報告されなくてはならない。
- (2) 児童が長期にわたり終日世話される、許可を得る義務を負う施設の担体は、管轄官庁に、施設への児童の受け入れの都度、以下の事項を通知しなければならない。
- 1 身上についての届出
 - 2 従前の滞在所についての届出
 - 3 入所を指示している機関もしくは人の記載
 - 4 児童のために養子縁組が考慮されるのかどうか、ならびに斡旋の努力がすでになされているかどうかの所見
- 4号による届出は、年に一度すべての児童について繰り返し行われなくてはならない。
- (3) 管轄官庁は、施設もしくは施設のグループに第2項による報告義務を免

除することができます。さらに管轄官庁は、同一児童についての繰返される報告を見合わせることを得ると決定できる。

第48条（活動禁止）

管轄官庁は、施設長、職員もしくはその他の従業員が、その活動のために必要な適格性を備えていないという疑いを証明する事実があるときには、許可を得る義務を負う施設の担体に、その者のその後の勤務を全面的にもしくは特定の機能あるいは活動について禁止することがで

きる。

第48条a（その他の世話を受ける居住形態）

(1) 児童もしくは少年が世話される、または、宿泊所を与えられるその他の世話を受ける居住形態には第45条ないし48条を準用する。

(2) その他の居住形態が施設と有機的に結びついているときには、その居住形態は施設の一部とみなされる。

第49条（州法の留保）

本節に規定された任務の詳細は州法が定める。

第3節 裁判手続への協力

第50条（後見裁判所ならびに家庭裁判所の手続への協力）

(1) 少年局は、児童ならびに少年の身上配慮に関するすべての措置について後見裁判所ならびに家庭裁判所を支援する。少年局は、非訟事件手続法第49条ならびに49条a所掲の後見裁判所ならびに家庭裁判所の手続に協力しなくてはならない。

(2) 少年局は、とくに提供されかつ実施された給付について情報を提供し、児童もしくは少年の発達についての教育的ならびに社会的見解を示し、援助の新たな可能性を指摘する。

(3) 少年局が、児童もしくは少年の福祉の危険の回避のために裁判所の活動が必要と考える時には、少年局は裁判所の介入を依頼しなくてはならない。第2項を準用する。

第51条（養子縁組手続における助言と教示）

(1) 少年局は、民法第1748条2項1文にしたがった養子縁組への父母の一方の同意補充手続において、同意補充の

可能性について教示しなくてはならない。少年局は、父母の一方に、後見裁判所は教示後3ヶ月経過した後は同意を補充できるということに注意を喚起しなくてはならない。

その父母の一方が自分の新しい住所を残さずに滞在所を変えて、適切な調査にもかかわらず3ヶ月間滞在所が少年局によって突き止められなかったときには、この教示は必要ない。この場合には、期間は、教示もしくは滞在所の調査に向けた少年局の最初の行為をもって開始する。この期間は、最も早くて子の出生後5ヶ月で満了する。

(2) 少年局は、第1項の教示とともに、子の教育を自己の家庭で行うことを可能にする援助について、その父母の一方に助言するものとする。子が相当長期間養親となる者の下で家庭養育で生活しており、その父母の一方へ子が引渡されると、子に重大かつ後々まで影響が残る、子の身体的ならびに心的福祉の損害が見込まれるときには、とくにこの助言は必要ない。少年局は、ど

のような給付が実施もしくは提供されたか、あるいは、どのような理由からその給付が見合わされたのかを、手続の中で後見裁判所に報告しなくてはならない。

- (3) 父母が互いに婚姻しておらず、かつ、彼らが配慮表明をしなかったときには、少年局は、民法第1747条1項ならびに3項の権利の主張に関し父に助言しなければならない。

第52条（少年裁判所法の手続への協力）

- (1) 少年局は、少年裁判所法第38条ならびに50条3項2文の定めにしたがって少年裁判所法の手続に協力しなくてはならない。
- (2) 少年局は、少年もしくは若年成年

者のために少年援助の給付が考慮されるかどうかを早期に審査しなくてはならない。少年援助の給付が考慮される時、または、適切な給付がすでに開始されたもしくは提供されたときには、少年局はその旨を、この給付が訴追の免除（少年裁判所法第45条）もしくは手続の中止（少年裁判所法第47条）を可能にするかどうかを審査することができるよう、検察官または裁判官に直ちに通知しなくてはならない。

- (3) 少年裁判所法第38条2項2文により活動する、少年局または民間の少年援助の認可された担体の職員は、手続の全過程において少年または若年成年者の世話をするものとする。

第4節 児童ならびに少年のための補佐、保護および後見、配慮表明が行われなかったことについての情報提供

第52条a（父性確定ならびに扶養請求権主張の際の助言と支援）

- (1) 少年局は、父母が互いに婚姻していない子の出生後遅滞なく、とくに父性の確定と子の扶養請求権の主張の際に、母に助言と支援を提供しなくてはならない。この際、少年局は、次の点を指摘しなくてはならない。
- 1 父性確定の意義、
 - 2 どのようにして父性は確定されるのか、とくにどの官署で父性は承認されるのかという可能性、
 - 3 扶養請求の履行義務または第59条1項1文3号により扶養に代えて付与されるべき補償の給付義務を証書に作成するという可能性、
 - 4 補佐を申立てる可能性ならびにこのような補佐の法律効果、
 - 5 共同の親の配慮の可能性。

少年局は、母に個人面談を提供しなくてはならない。この面談は、母が望む時には、通例、母の望む場所で行うものとする。

- (2) 第1項の提供は、父母が子の出生時に互いに婚姻していないであろうと想定されるときには、子の出生前に行うことができる。
- (3) 民法第1592条1号または2号により存在する児童もしくは少年との父子関係が裁判によって否認されたときには、裁判所は少年局に通知しなくてはならない。第1項が準用される。

第53条（保護人ならびに後見人の助言と支援）

- (1) 少年局は、後見裁判所に、個別事例において保護人または後見人にふさわしい個人ならびに団体を提案しなくてはならない。

- (2) 保護人ならびに後見人は、定期的な、また被後見人のその時々の上の必要に応じた助言と支援を求める権利を有する。
- (3) 少年局は、後見人ならびに保護人が、被後見人の身上、とくにその教育と養育に配慮するよう注意しなければならない。少年局は助言を与えつつ、確認された瑕疵が後見人または保護人と協力して除去されるように努めなくてはならない。瑕疵の除去が行われない場合、少年局はこのことを後見裁判所に報告しなくてはならない。少年局は、後見裁判所に被後見人の身上ならびに発達について情報を与えなくてはならない。少年局は、被後見人の財産の危険についての情報を入手したときは、これを後見裁判所に通告しなくてはならない。
- (4) 第１項ならびに２項は後見監督人に準用する。後見人が団体であるときには、第３項は適用されない。

第54条（団体後見引き受けの許可）

- (1) 権利能力のある団体は、州少年局がその団体に許可を与えたときには、保護または後見を引き受けることができる。権利能力のある団体は、州法が規定する場合には補佐を引き受けることができる。
- (2) 許可は、団体が以下のことを保証する場合付与されなくてはならない。すなわち、その団体が
- 1 十分な人数の適任の職員を有し、かれらを監督し、継続教育し、かつ、職員がその活動の枠内で他人に加えうる損害に対して適切な保険をかけること、
 - 2 計画的に、個人後見人ならびに個人保護人の獲得に努め、その任務に

についての初任者研修を行い、継続教育をし、かつ、助言すること、

3 職員間の経験の交換を可能にすること。

- (3) 許可は、現に団体がその本拠を有する州について効力を有する。許可は、州の少年局の管轄領域だけに限定することができる。
- (4) 詳細は州法が定める。州法は、許可付与のための別の要件も規定することができる。

第55条（補佐、官庁保護ならびに官庁後見）

- (1) 少年局は、民法によって定められている場合に、補佐人、保護人または後見人になる（補佐、官庁保護、官庁後見）。
- (2) 少年局は、補佐人、官庁保護人または官庁後見人の任務の実行を個別的にその公務員に委託する。この委託は、経常的な行政事務の一部である。委託によって限定された枠内では、公務員は児童もしくは少年の法定代理人である。

第56条〔補佐、官庁保護ならびに官庁後見の遂行〕

- (1) 本法に別段の定めがないかぎり、補佐、官庁保護ならびに官庁後見の遂行には民法の規定が適用されなければならない。
- (2) 官庁後見人ならびに官庁保護人たる少年局に対しては、民法第1802条３項ならびに1818条の規定は適用されない。民法第1803条２項、1811条および1822条６号ならびに７号の場合において、後見裁判所の認許は必要とされない。州法は、官庁保護人または官庁後見人としての少年局のために、未成年者の後見に関する民法規定（第1773条

ないし1895条)の適用につき、財産管理、ならびに職業実習契約および労働契約の締結についての後見裁判所の監督に関する広範な例外を定めることができる。

- (3) 被後見人の金銭は、被後見人の利益に資する場合に、かつ利子を含んだ金銭の安全管理、分離可能性ならびに計算書作成がいつでも保証されているかぎり、後見裁判所の認許を得て少年局の集合口座(Sammelkonten)に入れかつ投資することができる。州法は、後見裁判所の認許が不要であると規定することができる。民法第1807条による被後見人の金銭の投資は、少年局を設立した自治体にも許される。
- (4) 少年局は、児童もしくは少年の利益のために官庁保護人または官庁後見人として、自らの解任および個人また

は団体の任命が適切であるかどうかを、通常は毎年審査しなくてはならず、かつこのことを後見裁判所に報告しなくてはならない。

第57条(少年局の報告義務)

少年局は、後見裁判所に遅滞なく後見の開始を報告しなくてはならない。

第58条(少年局の後見監督)

後見監督人としての少年局の活動については第55条ならびに56条を準用する。

第58条a(配慮表明の行われなかったことについての情報提供)

民法第1626条1項1号の配慮表明が行われなかったときには、母は、児童もしくは少年の出生地ならびに出生証明書作成時にかれらが称していた名を申述して、少年局に配慮表明が行われなかったことについて文書による情報提供を求めることができる。

第5節 証書作成と認証、執行証書

第59条(証書作成と認証)

- (1) 少年局の証書作成者は以下の権限を有する。
- 1 父性を承認する表明、このような表明(父性の承認に関する表明)に対する母の同意表明、ならびに場合によって必要とされる出生の時点で母と婚姻している男性、児童、少年または法定代理人の同意を証書に作成すること。
 - 2 母性を承認する表明、ならびに場合によって必要とされる母の法定代理人の同意を証書に作成すること(身分登録法第29条b)。
 - 3 扶養請求権者が証書作成時に21歳に達していなかった場合には、卑属の扶養請求の履行義務、または、扶

養に代えて付与されるべき補償の給付義務を証書に作成すること。

- 4 扶養請求(民法第1615条I)の履行義務を証書に作成すること。
- 5 削除
- 6 養子縁組に対する子の同意の撤回(民法第1746条2項)を証書に作成すること。
- 7 父が配慮の委譲を申し立てないという表明(民法第1747条3項)を証書に作成すること。
- 8 配慮表明(民法第1626条a1項1号)を証書に作成すること。
- 9 民事訴訟法第648条により扶養請求された父母の一方の表明を認容すること。民事訴訟法第129条aが準用される。

公的証書作成ならびに認証に関する公証人、他の証書作成者またはその他の機関の管轄は影響を受けない。

- (2) 証書作成者は、当該事務について関係者を代理する義務を負っているときには、証書作成を行ってはならない。
- (3) 少年局は適任の公務員に第１項の任務遂行の権限を付与しなくてはならない。州は、これらの者に要求される専門性についての詳細を定めることができる。

第60条（執行証書）

表明が特定の金額の支払いに関するものであり、かつ債務者が証書で即時の強制執行を受け入れたときには、第59条１項１文３号または４号の義務を対象とし、かつ少年局の公務員によってその職

務権限の限度内で前述の形式で記載された証書により強制執行が行われる。送達には公務員が、認証された証書謄本を債務者に手渡すことによっても行われることができる。民事訴訟法第212条b２文が準用される。民事訴訟法第794条１項５号の裁判証書による強制執行に適用される規定は、以下の定めとともに準用される。

- 1 執行力ある正本は、義務を負担することを表明する証書の作成が委譲されている少年局の公務員によって付与される。
- 2 執行文の認容に関する抗弁および新たな執行力ある正本の付与については、少年局を管轄する区裁判所が決定する。

岩志和一郎（いわし わいちろう）

鈴木博人（すずき ひろひと）

高橋由紀子（たかはし ゆきこ）